

令和2年度長野県ウィメンズカレッジ ライフスタイルデザイン講座業務委託に関する仕様書（案）

この仕様書は、長野県（以下「委託者」という）が行う令和2年度長野県ウィメンズカレッジ ライフスタイルデザイン講座の業務（以下「本業務」という）を委託するに当たり、その仕様等に関し必要な事項を定めるものである。

1 業務名

令和2年度長野県ウィメンズカレッジ ライフスタイルデザイン講座業務

2 委託期間

委託契約の締結日から令和3年3月末日まで

3 事業の目的

出産・育児や離職などを理由とした生活環境の変化により、将来への不安を抱える女性を対象として、ライフスタイルデザインを学ぶ講座を開催し、豊かで安心できる暮らしの実現を促進する。

4 委託業務の内容

(1) 講座の開催

受託者は講座の開催を以下の条件により企画し、開催するものとする。

- ア 県内在住の子育て中、離職中の女性を主なターゲットとすること。
- イ 様々な個性や価値観に触れることにより、自分自身を見つめ直し、充実した日常生活を送るための行動を促す講座とすること。
- ウ 女性のライフステージに応じた心身の健康維持に関する講座を各枠で1回以上設けること。
- エ すべての講座をオンライン形式により、受講することが可能とすること。
- オ 講座は「平日枠」と「土・日枠」を設け、各5回（計10回）以上開催すること。

(2) 事業広報

- ア 多数の方が受講できるよう事業の効果的な発信を行うこと。
- イ 受講募集方法については、委託者と事前に協議すること。

(3) その他

- ア 運営経費の管理及び支払
- オ 受講者へのアンケート実施

5 事業実施の留意事項

- (1) 受託者は、本業務実施に当たり本務の目的を達成するために高い効果が見込める講座内容や受講対象者に向けた広報活動について、委託者と協議すること。また、本業務が県の委託事業である旨、案内チラシ等に掲載すること。

- (2) 本業務の実施に要した費用について、支出内容を証する関係書類を整備し、会計帳簿とともに業務委託の完了した日の属する会計年度の終了後5年間、いつでも閲覧に供することができるように保管すること。
- (3) 本業務の実施に関しては、本仕様書によるほか、下記の関係法令等を遵守し行うこと。
 - ア 地方自治法及び長野県財務規則及び諸規則
 - イ 契約書
 - ウ その他関係法令及び通達

6 県への報告

(1) 事業実施計画書

業務委託契約締結時に事業実施計画書（様式任意）を県に提出すること。なお、事業実施計画書等に変更がある場合には、あらかじめその内容について変更後事業実施計画書等を添えて県に協議すること。

(2) 実績報告書

受託者は、委託業務完了時に契約書に定める完了報告書（様式第1号）に本事業全体の事業実績が分かる資料等を添えて令和3年3月末日までに県に報告すること。

7 その他

- (1) 前項までの条件が満たされない場合は、一部の事業費を対象の経費と認めず、減額する場合がある。
- (1) 受託者は本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に疑義が生じた場合には、その都度、委託者と協議すること。
- (2) 受託者は本業務の実施に当たっては、随時、長野県県民文化部人権・男女共同画課において行う打ち合わせに参加し、連携を図りながら取り組むこと。
- (4) 受託者は、個人情報の保護については、十分な注意を払い、流失・損失が生じないようにすること。
- (5) 受託者は、業務の履行により取得した情報については、秘密を保持するとともに、契約目的以外には絶対に使用しないこと。